

公認ドックサップスクール設置基準・実施事項

第1条

公認ドックサップスクール規定に基づき本設置基準を定める。

(設置基準)

第2条

公認ドックサップスクール(以下「公認スクール」という)の設置基準を以下のように定める。

(1) 場所

レッスンを開催する場所は、公的に立ち入りが許可されている且つ安全が確保できる場所とする。

(2) 経理

会計諸帳簿を作成し、収支を明確にしなければならない。

(3) 管理

- ①管理者を定め、管理運営を明確にしなければならない。
- ②指導記録及び講習会実施報告書を実施日より3年間保管しなければならない。
- ③教育本部より提出要請があった場合、それに応じなければならない。

(4) 責任者

運営責任者はベーシックインストラクター以上であることを原則とする。

(5) 教師

教師はベーシックインストラクター以上であること。ただしアクティビティリーダーはサポートに入ることができる。

所属教師は2名以上いることを原則とする。

(6) インストラクター、検定員の登録申請書の提出

所属する教師(責任者を含む)全員の名簿を提出しなければならない。

(7) 指導料金

料金は明示しなければならない。

(8) クラス人数

1人の教師が指導する生徒は6名以内が望ましい。10名以上はサポートをつけるのが望ましい。

(9) 講習会の開催

公認スクールは本協会の承認を得て、アクティビティリーダー、ベーシックインストラクターの講習を開催することができる。

(10) 保険、傷害対策

公認スクールは、賠償責任保険に加入し、生徒の指導にあたっては安全を第一とし、万一の際の応急措置、医者の手当て、家庭連絡等必要な措置を講じておくこと。また、当該安全対策責任者を置くことが望ましい。開設者は賠償責任保険の加入を義務付ける。

(11) 開設者と運営責任者の責任分担

- ①開設者は運営責任者からスクール運営に必要と思われる要求があった場合はそれに
応じなければならない。
- ②運営責任者はスクール運営に関する全ての手続き及び、インストラクター、検定員の
管理、監督をしなければならない。